

Ava トレーダーAPI トレーディングを活用した自動売買コース“Victory EA”

投資顧問契約締結前書面

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお客様にお渡しする書面です。)

この書面をよくお読み下さい。

商号 アヴァトレード・ジャパン株式会社
住所 〒107-0052 東京都港区赤坂二丁目 18 番 1 号 赤坂ヒルサイドビル 4 階
Tel : 03-4577-8900 Fax : 03-6888-5480

金融商品取引業者 当社は、第一種金融商品取引業、及び投資助言業を行う金融商品取引業者であり、登録番号は次のとおりです。

登録番号：関東財務局長（金商）第 1662 号

○ 投資顧問契約の概要

「Ava トレーダーAPI トレーディングを活用した自動売買コース“Victory EA”」（以下「“VictoryEA”」といいます。）の契約の概要は以下のとおりです。

①投資顧問契約は、店頭デリバティブ取引（外国為替証拠金取引）の価値等の分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約です。この契約による助言は、外国為替証拠金取引にて自動売買を行うための自動売買プログラムを当社がお客様に提供するものです。お客様が任意の「選択ロジック」を選択することにより配信される売買シグナルによって自動売買を実行させるものです。

②当社の助言に基づいて、お客様が投資を行った成果は、すべてお客様に帰属します。当社の助言は、お客様を拘束するものではなく、店頭デリバティブ取引（外国為替証拠金取引）を強制するものではありません。店頭デリバティブ取引（外国為替証拠金取引）の結果、お客様に損害が発生することがあっても、当社はこれを賠償する責任は負いません。

○ 報酬等について

① 投資顧問契約による報酬

当社は、投資顧問契約により、店頭デリバティブ取引（外国為替証拠金取引）の価値の分析又はこれらの価値の分析に基づく投資判断に関し、次のとおり助言を行い、お客様から、助言報酬をいただきます。

| | |
|--------------|--|
| 対象となるお客様 | Ava トレーダー口座を開設し、“VictoryEA”の利用を申し込み、取引条件を許諾したお客様 |
| 投資顧問契約による報酬額 | 投資顧問報酬は、外国為替証拠金取引 1,000 通貨の往復取引につき 1 円（消費税込）です。 投資顧問報酬は、お客様が当コースの Ava トレーダー口座において |

| | |
|--------|---|
| | <p>て外国為替証拠金取引を行う時点にて提示されている取引価格の売値と買値の差額(以下「スプレッド」といいます。)に含まれています。また、(スプレッドには当コースにおけるシステム利用料も含まれます。)</p> <p>なお、お客様が Ava トレーダーのデスクトップまたはスマートフォンなどの取引プラットフォームにおいて、“VictoryEA”から提供されるシグナルを使わずに、ご自身の裁量にて外国為替証拠金取引を行った場合においても、上記の報酬をお支払頂きます。</p> |
| 助言の方法等 | 当社の取引プラットフォームへ配信される自動売買プログラムを通じて、助言を行います。 |

② その他の費用

インターネットの通信回線の費用は、お客様の負担となります。

○ 店頭デリバティブ取引(外国為替証拠金取引)にかかるリスク

投資顧問契約により助言する店頭デリバティブ取引(外国為替証拠金取引)についてのリスクは、次のとおりです。

店頭デリバティブ取引(外国為替証拠金取引)においては、委託した証拠金を担保として、証拠金を上回る多額の取引の取引を行うことがありますので、上記の要因に生じた損失の額が証拠金の額を上回る(元本超過損が生じる)ことがあります。市場環境の変化、相場・金利動向の変動等により、対象となる通貨の価格が変動し、委託証拠金を割り込むこと、又、損失の額が委託証拠金の額を上回ることがあります。

その他、マーケットの状況により、流動性の低い通貨の取引を行う際には希望する価格で取引ができるなどの流動性リスク、システム障害により自動売買プログラムを通じた助言を受けられない、取引が遅れる又は取引ができないなどのシステムリスク、外国為替証拠金取引業者の破綻等の信用リスクによる損失を生じることがあり、委託証拠金を割り込むこと、又、損失の額が委託証拠金の額を上回ることがあります。

○ クーリング・オフ条項(10日以内の契約の解除)

この投資顧問契約は、クーリング・オフの対象となります。具体的な取扱は、以下の通りです。

(1) クーリング・オフ期間内の契約の解除

①お客様は、契約締結時の書面を受領した日(当該契約締結時の書面の受領に代えて、電磁的方法により当該契約締結時の書面に記載すべき事項が提供された場合にあっては、当該契約締結時の書面に記載すべき事項がお客様の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録された日)から起算して 10 日を経過するまでの

間、書面による意思表示で投資顧問契約の解除を行うことができます。

②契約の解除日は、お客様がその書面を発した日となります。

③契約の解除に伴う報酬の精算や取引の精算は、次のとおりとなります。

- 契約が解除された場合においても、契約締結日から解除日までに発生した投資顧問報酬については当社が受領いたします。
- 当社は、契約解除を求める書面を受領した時点でお客様の口座に未決済建玉がある場合、当社の裁量にて口座内の建玉の全てを強制決済できるものとします。また、強制決済のタイミングは当社が任意にて決定いたします。強制決済の結果生じた損益は、全てお客様に帰属いたします。
- 契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただけません。また、投資顧問報酬の前払いがある場合には前払い相当額を返還いたします。(前払いの金額から前述の当社が受領する報酬を差し引いた額が前払い相当額となります。しかし、当サービスの投資顧問報酬は取引の都度徴収されるため、原則として報酬の前払いが発生することはございません。)

(2) クーリング・オフ期間経過後の契約の解除

①クーリング・オフ期間経過後は、お客様が Ava トレーダー口座の口座解約を申し出ることにより解除できます。但し、未決済建玉については事前にお客様ご自身で決済していただく必要がございます。口座解約は当社の WEB フォーム、書面、又は電子メールにて受付いたします。お支払いいただいた報酬はお返しいたしませんが、報酬の前払いがある場合、前払い相当額については返還いたします。

(3) 契約解除後の取引口座の取り扱い

①上記(1)及び(2)のいずれの場合においても、契約解除が行なわれた場合、投資顧問契約だけでなく、外国為替証拠金取引の契約も解除となります。取引口座は解約となり、口座内の資金については全額出金を行っていただきます。

店頭デリバティブ取引(外国為替証拠金取引)は、クーリング・オフの対象ではありませんのでご注意ください。投資顧問契約のみが対象となります。

○ 租税の概要

お客様が外国為替証拠金取引を行う際には、以下の課税が生じ得ます。

個人が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金(売買による差益及びスワップポイント収益をいいます。以下、同じ。)は、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が 15%、復興特別所得税が所得税額 × 2.1% ※、地方税が 5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算

でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降 3 年間繰り越すことができます。 法人が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

※ 復興特別所得税は、平成 25 年から平成 49 年まで(25 年間)の各年分の所得税の額に 2.1%を乗じた金額(利益に対しては、0.315%)が、追加的に課税されるものです。

金融商品取引業者である当社は、お客様の店頭外国為替証拠金取引について差金等決済を行った場合には、原則として、お客様の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当社の所轄税務署長に提出します。

詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。

○ 投資顧問契約期間、及び終了事由

投資顧問契約期間は契約日より一年間であり、当社又はお客様が契約期間満了 1 か月前までに契約の終了を申し出ない限り、以後自動更新となります。

投資顧問契約は、次の事由により終了します。

- ①契約期間の満了(契約を更新する場合を除きます。)
- ②お客様が当コースが付属する Ava トレーダ一口座の解約を申し出た場合
- ③クーリング・オフ期間内又はクーリング・オフ期間経過後において、お客様からの書面による契約の解除の申し出があったとき(詳しくは、上記クーリング・オフの適用を参照下さい。)
- ④当社が、投資助言業を廃業したとき、または当コースや Ava トレーダ一口座の取り扱いを廃止したとき
- ⑤お客様が本投資顧問契約、外国為替証拠金取引に係る約款、その他当社の取引に係る規約等に違反する行為を行ったとき
- ⑥当コースが付属する Ava トレーダ一口座が解約された場合
- ⑦お客様による契約違反、法令違反、甲の乙への情報開示内容の虚偽判明、租税公課の滞納処分、破産、特別清算、民事再生、会社更生その他の倒産手続きの申立て、その他の事情により、当社が本契約を解約することがやむをえないと判断した場合

○ 自動売買に関する注意事項

“VictoryEA”は、当社と投資顧問契約を締結しておりシステム提供元でもある Win-invest Japan 株式会社(金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第 1958 号)から「選択ロジック」を含むシステムの一切の提供を受けたうえでお客様に提供するものです。同社は、同社の“VictoryEA”専用サーバー内で、お客さまが選択し注文数量を決定した「選択ロジック」に基づき売買シグナルを発生させ、API を経由して、当社 Ava トレーダ一口座にて注文を約定させます。そのため、Ava トレーダ一口座における自動売買には次の注意点がございますのでご留意ください。

- 自動売買全般について

当サービスは利益を保証するものではなく、「選択ロジック」の自動売買により損失が発生する可能性があります。

“VictoryEA”の各「選択ロジック」の成績等は過去のデータであり、将来の収益を保証するものではございません。相場情況によっては、過去の成績を大きく下回る成績となり、損失発生の可能性もございます。

- 自動売買特有のリスクについて

ロジックの稼動による自動売買の結果、想定以上の損失やコスト(FX取引にかかるスプレッドやスプレッドに含まれる投資顧問報酬)が発生する可能性があります。当サービスでは取引が自動にて実行され続けるため、意図せぬ損失やコストが拡大するリスクがございます。お客様ご自身により口座状況を定期的に確認していただくことを前提としたサービスとなっておりますので、予めご了承ください。

また、複数のロジックを併用して稼動させた場合、その分損失が拡大するリスクを孕んでおりますので、十分にご注意ください。

- シグナルによる発注や約定の成立について

配信されたシグナルは必ず成立するとは限りません。サーバー間の通信や当社システムの状況によっては約定しない場合もございます。同一のシグナルであっても発注や約定が行われない場合や、約定時間に遅延が生じたり約定価格に相違が発生する場合もございます。

- 当社のFX取引(Avaトレーダ一口座)停止時に配信される売買シグナルについて

VictoryEAは、システム提供元から売買シグナルの配信を受け、APIを通じて当社Avaトレーダ一口座において自動売買を執行いたします。そのため、当社の『Avaトレーダー』口座が停止している場合(取引時間外、メンテナンス、システム障害等)においてもシグナルが配信される可能性があります。FX取引停止時に配信されるシグナルについては約定はいたしませんのでご注意ください。

- お客様ご自身による手動決済が必要な場合がございます

当サービスは、システムや回線状況等の状況によっては、保有ポジションの決済を指示するシグナルが成立しないリスクがあります。この場合、お客様ご自身により手動にて決済を行なっていただく必要がございます。これに起因する損失や逸失利益等については、当社あるいはシステム提供業者等が補てんを行うことはできませんので予めご了承ください。

なお、保有ポジションへの決済指示シグナルが配信されたにもかかわらず、何らかの理由で決済に失敗した場合には、通知メールがお客様の登録メールアドレスへ送信されますので、定期的に登録メールアドレスをご確認いただく必要がございます。また、こ

の通知メールは、リアルタイムによる配信や、配信の確実性が保証されたものではございませんのでご了承ください。(遅延、配信失敗などの可能性もあります。)

- 通知メールについて

前項に加え、新規／決済注文成立時、SL/TP(逆指値／指値)変更時、その他当社が必要と判断した場合は、お客様登録メールアドレス宛にメール通知を行ないます。お客様のメールアカウントを予め、ドメイン win-invest.co.jp からのメールを受信できるように設定いただきますようお願ひいたします。

但し、決済注文成立時については、下記の場合はメール配信は行われませんのでご留意ください。

1. ポジションにストップロス(逆指値、SL)や利益確定の指値(TP)が設定されている場合
2. 自動売買によるポジションが、予め設定された指値・逆指値に達して決済された場合
3. シグナル・サーバ側が決済シグナルを配信しようとしたが、『AVAトレーダー』口座側のポジションが既に SL/TP に達して決済済みであった場合

- 「自動売買」機能を「停止」した後の動作について

Victory EA 設定画面にて自動売買機能を「停止」とした後も、自動売買による保有ポジションがある場合は、そのポジションに対する決済や SL/TP 変更のシグナルは引き続き配信されますのでご注意ください。

- 「選択ロジック」の廃止／削除・採用審査

“VictoryEA”的「選択ロジック」は、当社あるいはシステム提供元の判断により、予告なく提供の廃止や”VictoryEA”設定画面からの削除をさせていただく場合がございます。お客様が削除対象となった「選択ロジック」をご利用の場合であっても、廃止されたり、削除されることがありますので、あらかじめご了承ください。

各ロジックは、当社のシステム提供元である Win-Invest Japan 株式会社(金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 1958 号)によって作成されます。それらのロジックがお客様に提供される前には、当社によって事前審査が行われます。当社の事前審査では、各ロジックの損益幅やポジション数等が一定の基準に合致しているかどうかについて審査いたします。

- 各ロジックの性質や内容等について

“VictoryEA”では、各ロジックの性質や履歴等について、専用 WEB サイトにて掲示しております。(記載内容は各ロジック提供元からの情報提供によるものであり、あくまで概要のご紹介のみを記載しておりますことにご留意ください。)

専用 WEB におけるロジックの成績等は全てテスト環境におけるデータであり理論値で

す。実際の運用結果とは異なりますので、あくまで参考値としてご参照ください。取引条件やシステムが実際の取引口座とは異なる仮想環境において稼動した結果であり、お客様の口座にて実際に稼動させた場合とは結果が異なる可能性があります。また、将来の利益を保証するものではございません。

- ロジックの売買判断等に用いるレート等について

ロジックによる自動売買シグナルは、ロジック提供元が利用する仮想取引環境に基くものです。取引レート、システム、その他の取引条件がお客様の取引口座とは異なる環境において売買判断が行なわれた結果として配信されるシグナルです。そのため、お客様の口座における実際の自動売買とは結果が異なる可能性があります。

- システムに付随するリスクについて

“VictoryEA”は電子取引システムを利用したお取引であり、独自のリスクが存在します。電子取引システムでのお取引の場合、注文の受付には人手を介さないため、お客様が数量の入力やストラテジーの選択等を誤った場合、注文が成立しない、或は意図しない注文が成立する可能性があります。

また、当社またはお客様の通信機器、通信回線、システム機器等の故障・障害等により、一時的または一定期間に亘って取引ができない可能性や、お客様の注文が遅延する可能性があります。電子取引システムを利用する際に用いられるユーザーID、パスワード等の情報が、窃盗、盗聴などにより漏洩した場合、その情報を第三者が悪用することにより、お客様に損失が発生する可能性があります。

- その他

お客様の保有される『AVAトレーダー』口座のID、パスワードが有効でない場合正常に処理できません。また、『AVAトレーダー』口座に有効な証拠金残高が無い場合も取引は正常に処理されません。

○ 取引コストに関する特記事項

当コースの FX 取引のスプレッドから発生する当社の収益の内、25%に相当する額については、当社から Win-Invest Japan 株式会社(金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第 1958 号、以下「Win 社」といいます。)に対して支払われます。この支払いは、当社と Win 社の間で締結している投資顧問契約の報酬とシステム利用料に該当します。(投資顧問報酬は 1,000 通貨取引毎に 1 円(消費税込み)であり、残りの金額がシステム利用料となります。)したがって、当社がお客様から徴収する投資顧問報酬(1,000 通貨取引毎に 1 円・消費税込み)については、その全額に相当する額が当社から Win 社へ支払われます。

会社の概要

1 資本金

1億円(平成25年7月現在)

2 役員の氏名

代表取締役 丹羽 広

監査役 荒川 和也

取締役(非常勤) Negev Shekel Nosatzki

取締役(非常勤) Moran Shekel Nosatzki

3 主要株主

AVA Trade Ltd.

Euro American Trust Building POB 3161 Road Town, British Virgin Islands

4 分析者・投資判断者

三木 祐宏

5 助言者

三木 祐宏

6 当社への連絡方法

以下の電話番号、メールアドレスにご連絡下さい。

電話番号 03-4577-8900

メールアドレス support@avatrade.co.jp

アヴァトレード・ジャパン株式会社 カスタマーサポート

7 当社が加入している金融商品取引業協会

当社は、一般社団法人金融先物取引業協会の会員であり、会員名簿を協会事務局で自由にご覧になれます。また管轄の財務局で、当社の登録簿を自由にご覧になれます。

8 当社の苦情処理措置について

(1) 当社は、お客様等からの苦情等のお申出に対して、真摯に、また迅速に対応し、お客様のご理解をいただくよう努めています。

当社の苦情等の申出先は、上記6の苦情等の申出先のとおりです。また、苦情解決に向けての標準的な流れは次のとおりです。

- ① お客様からの苦情等の受付
- ② 社内担当者からの事情聴取と解決案の検討
- ③ 解決案のご提示・解決

9 当社の紛争解決措置について

当社は、東京弁護士会、第一東京弁護士会、及び第二東京弁護士会(以下、「東京三弁護士会」という。)による金融ADRが行うあっせんを、当社とお客様との間の紛争解決措置としております。

金融ADRとは、金融商品取引業者(当社)とお客様の間の紛争等を、専門のあっせん人(弁護士)が中立・公正な立場にて仲裁し、裁判外にて紛争の解決を目指す仕組みです。金融ADRをご利用になる場合には、次の連絡先のいずれかまでお申出下さい。

東京弁護士会 紛争解決センター

住所：〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 6 階

電話：03-3581-0031

受付時間：

月～金曜(祝日・年末年始を除く)午前 9 時 30 分～午前 12 時／午後 1 時～午後 3 時

第一東京弁護士会 仲裁センター

住所：〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 11 階

電話：03-3595-8588

受付時間：

月～金曜(祝日・年末年始を除く)午前 10 時～午前 12 時／午後 1 時～午後 4 時

第二東京弁護士会 仲裁センター

住所：〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 9 階

電話：03-3581-2249

受付時間：

月～金(祝日・年末年始を除く)午前 9 時 30 分～午前 12 時／午後 1 時～午後 5 時

東京三弁護士会が行うあっせんの手続きの標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、各弁護士会にご照会下さい。

- ① お客様からの申立書の提出
- ② 申立書受理とあっせん委員の選任
- ③ あっせん人によるお客様、会員業者への事情聴取
- ④ あっせん案の提示、受託

10 当社が行う業務

当社は、投資助言業の他に、第一種金融商品取引業を行っております。

平成 27 年 7 月

平成 28 年 2 月 29 日 一部改訂